

## 市立病院の指定管理者選定に対する意見

### 1 平成 24 年度包括外部監査意見書 (抜粋)

指定管理者の選定について (監査意見)

市は、公の施設における指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方として「公の施設の指定管理者制度に関する指針」(最終改正、平成22年)を定めている。当該指針によると指定管理者の募集については、原則として公募によるものとされており、合理的な理由があるときには公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとするとしている。

この点、市では2病院ともに、指定管理者の募集に際しては、非公募により行われている。これは、うわまち病院においては、自治法改正により従来の管理委託制度が廃止され、新たに指定管理者制度が制度化されたため、病院に指定管理者制度を導入している事例がなく、また、病院の性質上、長期に安定した経営を行う必要があることから非公募により行ったとのことであり、一方、市民病院においては、地域医療振興協会が、うわまち病院を指定管理者として良好な成績で運営していること、また、地域の医療環境を熟知しており、患者に影響を与えず、地域の医療機関との連携を図りながらスムーズな移行が可能なこと、そして、将来的に2病院による連携を一層進めることが可能であることから非公募により行ったとのことである。

指定管理者の非公募による導入については、導入当時、検討を行った結果、決定されたものであるが、今後、更新の際には、公募による選定の是非について検討を行うことが望ましい。

この点、病院における指定管理者制度では、医療の継続性や安定性を考慮する必要があることから、公園やホールのような他の指定管理者制度を導入している公の施設のケースと比べ、契約更改時に他の指定管理者への交代が容易でないという事情がある。具体的には、今後、他の法人を指定管理者に選定した場合、現診療体制の維持、人材の確保、現職員の処遇、市医師会や近隣医療機関との調整等の諸問題に対し、市は開設者としてそのたびに対応することになり、行政コストだけでなく社会的コストへの影響が大きいことが考えられる。

とはいえ、一旦指定管理者を選定したまま、非公募により同一の指定管理者を選定し続け、完全に競争原理を排除してしまうことは望ましくない。

市の方針をより具現化できる候補者がいれば選定できるよう選択権を留保し、競争的環境の確保を担保しておくことは必要であり、結果的に同一の指定管理者が選定される場合であっても、これまでの運営状況に対するモニタリン

グ結果を十分に検討し、新たな契約更新にあたり、市が指定管理者に対して何を要望していくのかを明示する機会を確保しておくことは必要であり、また他の公募者の応募時の有用なアイデアを採り入れることができるかもしれない。さらに、その検討過程について市民に対し情報開示を行うことは重要であると考えている。

(注) 下線は、事務局によるものです。

## 2 市議会での意見（要旨）

### (1) 平成 25 年第 3 回定例会 教育福祉常任委員会

同じところが長くやることによつての弊害が出てしまうと思うのです。今回の 4 年 (H26-29) は随意契約的に指定管理者を指定となりますが、その次からは公募式でやっていただきたいと思います。

### (2) 平成 29 年第 1 回定例会 予算決算常任委員会（教育福祉分科会）

平成 32 年度に指定管理者を選考するときには、新たに指定管理者を募集するという考えというのは、あるのですか。